第3章. 上水道編

第1節 事業の概況

1 事業の沿革

◎旧佐賀市水道事業

創設期

本市は藩政の初期に多布施川を改良し、嘉瀬川の清流を城下に導いて住民の生活用水としていましたが、明治になりますと年々川の水質が悪化し、そのうえに伝染病の大流行もあり上水道布設の要望が高まりました。大正元年10月21日に市議会の議決を得て、国へ水道事業の認可申請書を提出しました。しかし、さく井式水道は我が国で最初の試みであったため内務省内でも慎重に調査検討が行われ、大正3年3月18日付でようやく認可され、大正3年10月から順次3か所の水源地の建設と配水管等の布設を行いました。大正5年8月22日に給水認可の申請をし、同年11月6日付で認可があり、同年11月25日には通水式が盛大に行われました。創業当初は循誘、勧興、日新の3水源地で日量4,500㎡の施設能力で2,343戸に給水していました。

増設の時代

需要量が増加して揚水量が不足するようになり、更には神野村との合併も計画されたため、大正11年7月には水質不良で廃井になっていた赤松水源地を復活させ、給水を開始しました。この後は施設の増設や改良で順調に維持されてきましたが、昭和20年以後は人口の急増等によって極端な水不足となりました。そこで5本のさく井を新設しましたが、需要量に追いつかない状態になり終日断水地区も発生しました。市民からも新水源地の建設の要望が高まり、昭和25年11月に上水道事業拡張建設本部を設置し、水源を河川表流水に求めることとしました。関係諸機関と協議の末、昭和26年9月28日に日量5,000㎡の取水の許可が得られましたので浄水場用地を取得し、昭和29年3月多布施川の河畔に神野浄水場が完成しました。この浄水場の竣工と同時に循誘水源地を廃止しました。また、昭和29年3月、10月、同30年4月の3回にわたる市町村合併に伴い、嘉瀬新村、蓮池の簡易水道を引継ぎ、新たに本庄、兵庫、高木瀬、鍋島に水源地を建設しまして昭和38年度には10か所(河川水1、さく井15本)で施設能力は19,500㎡/日となりました。

拡張の時代

第一期拡張事業 (計画給水人口 122,000 人 一日最大給水量 32,000 m³)

人口の増加と生活様式の変化により大幅に需要量が増大するとともに、昭和 37 年 8 月には地下水規制 法が施行されました。そこで、表流水への切替えを促進し、昭和 40 年 3 月 8 日に多布施川から日量 30,000 ㎡ (計 35,000 ㎡) の取水許可を得るとともに同年 3 月 26 日に事業認可を得ましたので、昭和 40 年度から 44 年度までの 5 か年計画で神野浄水場に日量 25,000 ㎡の施設を築造し、市内の幹線配水管の布設工事を 行いました。

第二期拡張事業 (計画給水人口 120, 100 人 一日最大給水量 58,800 m³)

市街地周辺の住宅の激増で水需要は急速に伸び、計画最大給水量を上回るようになり、運休計画をしていた地下水源を継続運転する一方で、新規水利権として更に日量 50,000 m³ (計 85,000 m³) の表流水を求めて、昭和 45 年 2 月にその許可を得ました。そこで、昭和 45 年度から 49 年度までの 5 か年計画で神野浄水場に日量 25,000 m³の施設を増設し、市内の管網を整備しました。また兵庫、赤松、蓮池、嘉瀬、本庄、勧興、日新の 7 水源地を廃止しました。

第三期拡張事業 (計画給水人口 150,000 人 一日最大給水量 85,000 m³)

地下水揚水に対して世論も厳しくなる一方、市民の水需要はますます増加するばかりで、地下水源を含めて 60,900 ㎡/日の施設能力では危ぶまれる状況になりました。そこで昭和 50 年度から 54 年度までの 5 か年計画で事業の認可申請をし、昭和 50 年 3 月に許可を得たため、多布施川右岸に用地を購入し、処理能力 35,000 ㎡/日の施設を築造しました。それと同時に市の北部地区の水圧調整のため金立圧送所を建設しました。また、神野浄水場にあった 5,000 ㎡/日の施設を廃止しました。

維持管理の時代

配水施設整備事業

昭和55年度から58年度までの4か年計画で普及率の向上を目標に、北部山麓に金立高所配水池を築造し、給水区域の拡大を図りました。また、市内6か所に水圧監視用のテレメータを設置し、配水効率の向上を目指しました。

第二期配水施設整備事業

昭和50年4月に設立された佐賀東部水道企業団からの用水供給40,600 ㎡/日に対応するため、昭和59年度から平成2年度までの7か年計画で実施しました。この事業は従来の一元給水から二元給水となるため、幹線配管網の拡充や市内全域の水圧を自動的にコントロールするための集中監視システムを導入し、老朽管及び経年石綿管の布設替を最重点に事業を推進しまして、事業の効率化を図りました。

配水管整備事業

目標年次を平成 22 年度末として、市の総合計画に基づいて給水人口を 220,000 人、一日最大給水量を 佐賀東部水道企業団からの受水を考慮して 127,000 ㎡に変更する事業変更を行いました。その中で将来の 直結給水の普及に対応できるように、平成 3 年度から 12 年度までの 10 か年間で残存石綿管 177 k mの更 新事業を行いました。また、平成 13 年度からは老朽化した硬質塩化ビニル管の更新も実施しています。

あいつぐ拡張事業で処理能力 85,000 ㎡/日の施設を保有し、佐賀東部水道企業団から 39,535 ㎡/日(平成 26 年度現在)の用水を確保しています。この間浄水部門では臭気対策として粉末活性炭注入装置やPH 調整用の消石灰注入装置の導入、それに安全性を考慮して塩素ガスから次亜塩素酸ナトリウムへの変換等を行ってきました。また、水質の測定項目の増加に伴い水質試験設備の充実を図りました。工事部門では平成元年にそれまでの鉛管からポリエチレン管への変更や、平成 6 年には三階建直結給水を開始しました。また、1/500 給水戸番図をベースに種々の情報を一元管理できるように水道施設管理システムを導入し、配管工事の積算システムを導入してきました。事務部門では事務の簡素化、I Tに対応できるよう水道料金システムの更新、情報ネットワークシステムの導入、情報公開の一環として平成 13 年 10 月にホームページを開設しました。また、大量消費・大量廃棄の社会から循環型社会への転換が大きな流れとなるなかで、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者に様々な普及・啓発活動を行う一環として平成 15 年 1 月に環境マネジメントシステム(IS014001)を取得しました。

◎旧大和町水道事業

旧大和町の水道事業は、昭和32年10月に平野部落営水道を引継ぎ平野簡易水道とし、同じく春日丘部落営水道を引継ぎ春日丘簡易水道として、それぞれ給水を開始しました。

また、尼寺地区部落営の水道を引継ぎ春日簡易水道として設立し、昭和35年9月より給水を開始しまし

た。さらに、昭和35年11月には、福田、惣座、平田、東山田、於保、久留間、吉富、今古賀、田端、大願 寺の各部落が組合営として創設され、昭和36年には江熊野、久池井がそれぞれ組合営として創設され、給 水を開始されました。

伸び続ける人口増加により将来予測される水不足に対処するため嘉瀬川ダム建設事業に参画するとともに、平野簡易水道、春日丘簡易水道、春日簡易水道を統合し、福田、惣座、平田、東山田、於保、久留間、吉富、今古賀、田端、大願寺、江熊野、久池井の12組合営簡易水道を合併することとし、平成4年に大和町上水道事業を発足しましたが、惣座、平田、久池井の3組合営簡易水道はその後も合併することなく、現在も独立して簡易水道事業を継続しています。

その後、平成8年に横馬場地区高所配水池を新設し、平成12年には川上浄水場を整備し、7,610㎡/日の 給水能力を有しています。

◎旧諸富町水道事業

旧諸富町の水道事業は、昭和32年に創設の認可を受け、筑後川から最大1,650㎡/日を取水し、筑後川の中州である大中島に浄水場を築造して昭和35年から給水を開始しました。しかし、取水地点が河口に近いこともあって、昭和38年には猛暑の影響で有明海からの塩水が逆流し、浄水処理不能となったことで水源を地下水に転換すべく調査し、昭和40年に深度215mの深井戸を大中島浄水場内に新設し、当面の水需要に対応しました。

しかし、その後も利用者の増加と生活環境の変化による水不足が生じ、また水源水質の不安定化が顕著となり、昭和47年以降、抜本的な計画変更を迫られることとなりました。

当時、既に筑後川総合開発に伴う新規都市用水配分も論議されており、旧諸富町においても恒久的水源として5,000㎡/日が確保されておりましたが、その処分が決定するまでの措置として、県営工業用水道事業からの暫定分水を水源とした浄水場の新設に着手し、昭和51年に完成しました。

これにより水道の安定給水が確保され、昭和55年には普及率も100%に達しました。昭和62年11月からは佐賀東部水道企業団用水の一部供用開始により、工業用水と併用の形で給水することとなり、平成6年4月に他の4町と共に佐賀東部水道企業団水道事業に統合し、経営を移管しました。

◎簡易水道事業

○大和町松梅北部簡易水道事業

平成10年に創設の認可を受け、平成13年5月から松梅北部地区に給水を開始し、192㎡/日の給水能力を有しています。

○大和町柚木飲料水供給施設

平成10年12月に新設し、平成13年5月から柚木地区に給水を開始し、25㎡/日の給水能力を有しています。当初、小規模水道として整備しましたが、1日最大給水量が20㎡/日を超えた場合、全て専用水道と解釈されていたことから、事業の種類について、平成15年3月に「専用水道」に変更しました。

○富士町南部簡易水道事業

平成15年2月に創設の認可を受け、平成16年4月から松瀬地区及び内野地区の一部に給水を開始し、108 m²/日の給水能力を有しています。

○富士町中央簡易水道事業

平成4年2月に認可を受け、古湯地区を中心に13大字地区の給水を図る事業として、嘉瀬川ダム貯留水から2,000㎡/日の水利を求め(平成21年5月15日 水利使用許可)、第1期整備として平成23年度末に585㎡/日の給水能力を有する施設整備を完了し、平成24年4月より、古湯地区に給水を開始しました。

残る第2期、第3期の整備については、平成27年2月に「佐賀市公共事業評価監視委員会」による事業再評価の結果、「残事業の中止が妥当である」との答申を受け、残事業の整備を中止しました。

以上の3簡易水道事業及び1飲料水供給施設について、平成17年10月の市町村合併により佐賀市環境課の 所管する事業となり、名称をそれぞれ佐賀市大和簡易水道事業、佐賀市大和柚木専用水道、佐賀市富士南 部簡易水道事業、佐賀市富士中央簡易水道事業に変更しました。その後、平成21年度より経営の一元化、 管理の一体化のため簡易水道の所管を佐賀市水道局へ移管しています。

※佐賀市大和柚木専用水道については、平成19年1月に水道事業の位置付けを実態に合わせるため、事業の 種類を「小規模水道(飲料水供給施設)」に、また、平成21年4月に簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱 要領に定義されている水道事業名に合わせるため、「飲料水供給施設」に変更しています。

◎佐賀市水道事業

佐賀市は、平成17年10月1日、平成19年10月1日の2度にわたり市町村合併を行いました。平成17年の1市3町1村との合併時には、それまでの旧佐賀市・旧大和町・旧諸富町の水道事業を統合し、新たに佐賀市水道事業として発足しました。しかしながら、諸富町については佐賀東部水道企業団の構成市町であったため、諸富町に係る水道事業の全般を佐賀東部水道企業団へ委託しました。また、平成19年の南部3町との合併においては、合併した町がそれぞれ異なる広域圏に属する水道企業団の構成市町であったため、事業統合は行わずに合併後、関係機関と協議することといたしました。

水源事情については、水道事業の統合に伴い新たな水需給計画を作成した結果、旧大和町が新たな水源として予定していた 5,000 m³/日の嘉瀬川ダム使用権については不要であると判断し、水道水源開発施設整備事業の再評価結果に基づき、国土交通大臣にダム使用権設定の取り下げ申請を行いました。

一方、伸び悩む給水収益の一因として考えられる大口需要家の地下水を水源とした専用水道への移行に 歯止めをかけるため、平成19年3月検針分から一定の水量を超えて使用する大口需要者についての料金値下 げを実施いたしました。また、一般の需要家については水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、 水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭ででき るおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施するなど給水収益の確保に向けた 様々な取り組みを行っています。また、水道局オリジナルボトル水「水とっと」の作製を平成21年度から 開始し、災害時用の非常用飲料水としてだけではなく、水道水のPRにも活用しています。

平成21年4月から、平成17年の市町村合併以降、佐賀市環境課で所管をしていた3簡易水道事業及び1飲料水供給施設事業の地方公営企業法適用に伴い、佐賀市水道局に事務を移管しました。また、水道事業の一本化を図るため策定した「簡易水道統合計画」に基づき、平成27年末に市営の簡易水道3事業及び飲料水供給施設の1施設については事業を廃止し、佐賀市水道事業への統合認可変更を取得しています。会計の統合は平成28年度からとなります。

平成28年11月25日、大正5年に通水を開始して100周年の節目を迎え、同日に『佐賀市水道100周年記念式

典』を開催しました。

【佐賀市上下水道ビジョン】

平成24年4月から下水道事業が地方公営企業法の全部を適用し「佐賀市上下水道局」として新たに発足したことに加え、前身の「佐賀市水道ビジョン」の最終年度が平成26年度であったことから、平成27年3月に、平成27年度から平成36年度までを計画年度とした「佐賀市上下水道ビジョン」を策定しました。

水需要の低下による収入の減少や施設の老朽化に伴う改築修繕経費の増加という厳しい経営状況の中、「佐賀市上下水道ビジョン」では安全、災害、環境、お客様サービス、経営という5つの視点から、将来に渡って安全と安心を安定的にお届けできる上下水道事業を展開していくことを基本方針に掲げています。

安全、災害面では、老朽管更新、耐震化を計画的に行うとともに、上水、下水それぞれの処理施設の耐 震化を行います。

環境面では「佐賀市バイオマス産業都市計画」の一部として、下水から新たなエネルギーを生み出す事業の取り組みによりお客様から喜ばれる施設を目指しています。

お客様サービスの面では、窓口サービスの向上、出前講座によりお客様と直接接しながら上下水道事業のPR、ホームページ上下水道だよりによる情報の提供などの更なる充実を図っていきます。

経営面では、平成27年度末には簡易水道と上水道を統合し、事業の効率化を図りました。 また、料金・使用料の見直しを行い、将来の事業運営を見据えた経営の健全化を図ります。

将来像

安全と安心を未来へ

~信頼される上下水道を目指して~



基本方針

安全

■安心して飲める水の供給と適切な汚水の処理に努めます。

災害

■災害に強い上下水道の整備に努めます。

環境

■環境負荷を減らした水の循環と再生エネルギーの生産に努めます。

お客様サービス

■上下水道をお客様と共に考え、満足度の向上に努めます。

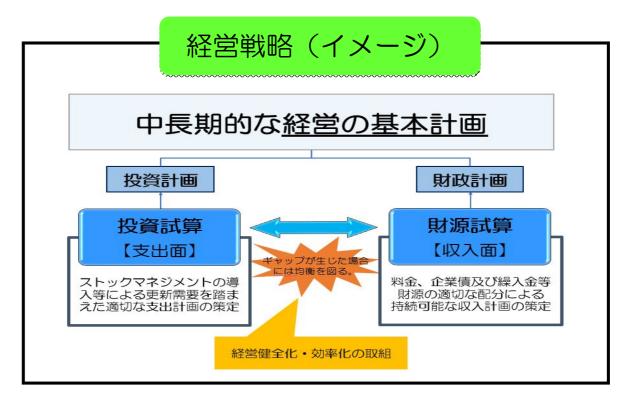
経営

■経営基盤の安定化に努めます。

【佐賀市上下水道局経営戦略】

平成27年3月に策定した「佐賀市上下水道ビジョン」を確実に実行していくには、より具体的・実践的な経営手段の策定が必要と判断し、平成29年3月に「佐賀市上下水道局経営戦略」を策定しました。

経営戦略とは、将来にわたって安定的に事業を継続していくための「中長期的な経営の基本計画」と定義され、投資計画と財政計画の2つの柱となる計画によって構成されています。



投資計画とは、将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる施設・設備に関する投資 の見通しを試算した「投資試算」に裏付けられたもので、ストックマネジメント等による更新需要を踏ま えた適切な支出計画のことをいいます。

一方、財政計画とは、投資試算等の支出を賄うための料金、企業債及び繰入金等の財源についての見通 しを試算した「財源試算」に裏付けられたもので、これらの財源の適切な配分による持続可能な収入計画 のことをいいます。

投資試算と財源試算を行い、収支ギャップが生じた場合においては、経営健全化・効率化等の取組に より収支ギャップの解消を行い、その均衡を図ることが必要となります。

「佐賀市上下水道局経営戦略」の位置付けは、「佐賀市上下水道ビジョン」を実行するための経営手段であるため、その計画期間は、ビジョンに合わせて平成36年度までの8年間としています。ただし、将来的に想定される厳しい経営環境を見据える必要があるため、投資試算は1回以上の施設の更新サイクルを踏まえて100年間、財源試算は、事業の主たる財源である料金収入を見込むための基礎となる給水人口及び汚水処理人口について50年間で見込んでいます。つまり、50~100年先を見据えた上での計画期間8年ということになります。

今後も毎年度、進捗管理を行うとともに、適切な事後検証・見直しを実施し、「佐賀市上下水道ビジョン」の基本方針実現を目指します。

2 年表

	1	汉	<u>_</u> .		III 6" 1" 1 1 1 1 1 1 1 1
年	月	旧佐賀市:上水道事業	年	月	旧大和町:上水道事業
明治					
24		上水道計画、内務省による調査			
42		水源地調査			
44		水道布設調査費可決			
		海軍技師吉村長策 河川式水道の調査研究			
		工事費巨額のためさく井式水道を検討			
45	2	神戸市水道技師長 佐野藤次郎に調査依頼			
	3	さく井式水道に決定。設計に着手			
大正					
元	10	野口能毅市長水道設計案及び国、県補助申請 案市議会可決			
2	5	内務、大蔵両省に認可申請			
	10	反対派内務、大蔵両省に不認可請願書提出			
3	3	内務省水道布設認可			
	3	佐賀市水道事業予算可決			
	4	水道布設委員会設置			
	10	第三(日新)水源地工事着工			
	12	第一(循誘)水源地工事着工			
4	2	第二(赤松)水源地工事着工			
		水質不良のため廃井。勧興に移転計画			
	8	第二(勧興)水源地工事着工			
5	7	水道工事竣工前給水開始認可			
	8	佐賀市水道課設置			
	9	一部給水開始			
9	11	給水開始認可。通水式(25日) 第四(赤松)水源地復活利用認可			
11		界四(亦位)水源地復活利用認刊 "竣工			
11	7	"			
	10	神野村合併			
昭和	10	11-3 13 11 11			
21		一日8時間の給水制限。一部断水			
	4	水道料金改定			
22	4	"			
23	1	II			
23	_	一日2時間の給水制限。管末は終日断水			
24		一日2時間の給水制限。管末は終日断水			
	4	水道料金改定			
25	11	上水道事業拡張建設本部設置			
25	11	佐賀土地改良区(旧大井手土地改良区)に 5,000㎡/日取水申し入れ			
26	4	水道料金改定			
	9	佐賀土地改良区側の覚書案(5,000㎡/日)で 合意、調印			
		市議会覚書案を否決し、改訂を要求			

年	月	旧佐賀市:上水道事業	年	月	旧大和町:上水道事業
26	10	応急拡張工事着工			
27	4	水道料金改定			
	10	地方公営企業法適用(職員数48名)			
28	4	水道料金改定			
29	3	神野浄水場完成(処理能力5,000㎡/日)			
	3	循誘水源地廃止			
	3	高木瀬、兵庫、巨勢、西与賀、嘉瀬村合併			
	3	嘉瀬新村簡易水道事業引継ぎ			
	5	水道料金改定			
	10	北川副、本庄、鍋島、金立、久保泉村合併			
30	3	改訂覚書案に合意、調印(効力発生日29年4月 1日)			
	4	蓮池町合併			
	10	蓮池町簡易水道事業引継ぎ			
	10	循誘水源地処分し、循誘公民館に譲渡			
31	1	南部地区簡易水道着工(31年9月30日本庄水源 地完成)			
	4	水道部となる。松原一丁目に移転			
	11	配水管拡張工事着工(32年12月30日竣工)	昭和		
32	12	東部地区拡張工事着工(34年3月31日竣工)	32	12	
					を設立
34	4	西部地区拡張工事着工(36年12月20日竣工)		12	春日丘部落簡易水道を引き継ぎ、春日丘簡易 水道を設立
	4	高木瀬、鍋島水源地完成			
			34	9	尼寺部落簡易水道を引き継ぎ、春日簡易水道 を設立
37		地下水規制法施行			
38	10	3課8係となる			
39	4	水道料金改定			
40	1	佐賀土地改良区(旧嘉瀬川土地改良区連合) との間で30,000㎡/日の取水交渉成立			
40	3	第一期拡張工事認可			
	3	多布施川水利権許可(35,000㎡/日:佐賀県 知事許可)			
	10	水道料金徴収事務委託となる			
41	1	第一期拡張工事着工			
	5	3課1事務所11係となる			
	5	城南圧送所運転開始			
42	1	佐賀市管工事協同組合法人化			
			42	4	野口簡易水道を設立
	5	水道ガス局水道部となる。3課1事務所12係			
	5	城東圧送所運転開始			
43	5	松原二丁目、旧公会堂に仮事務所として移転			

年	月	旧佐賀市:上水道事業	年	月	旧大和町:上水道事業
43	11	兵庫水源地廃止	,		187411 1 - 117102 1.76
44	4	水道料金改定			
	7	城西圧送所運転開始			
	7	本庄水源地運転中止			
	10	嘉瀬水源地運転中止			
	12	蓮池水源地運転中止			
45	2	佐賀土地改良区との間で新たに50,000㎡/日			
		の取水について合意			
	3	赤松水源地県に売却			
	3	第二期拡張工事認可			
	4	# 着工			
	6	多布施川水利権許可(85,000㎡/日:佐賀県			
		知事許可)			
	8	嘉瀬、蓮池水源地応急運転(10月まで)			
	9	水道局庁舎、城内二丁目に完成			
46	8	本庄、嘉瀬、蓮池水源地応急運転(10月まで)			
47	1	東与賀町に分水開始			
	3	5課16係となる			
48	4	水道ガス局分離、水道局となる			
	5	臭気対策のため粉末活性炭の注入を始める			
	9	勧興、日新水源地廃止			
	11	嘉瀬水源地市に譲渡			
49	4	5課17係となる			
	4	城東圧送所閉鎖			
	10	蓮池水源地市に譲渡			
50	3	第二期拡張工事竣工			
	3	第三期拡張工事認可			
	4	第三期拡張工事着工	50	4	水道料金改定
	4	佐賀東部水道企業団発足			
	8	水道料金改定			
				10	春日簡易水道第一期拡張事業
51	4	隔月検針・徴収制度開始			
	4	検針業務委託実施			
	4	城南圧送所閉鎖			
	9	6課1室19係となる			
52	3	神野第2浄水場完成			
	3	神野浄水場旧施設(5,000㎡/日)廃止			
	6	日新水源地用地売却			
53	4	勧興水源地市に売却			
	8	節水対策協議会設置(11日から10月1日まで)			
	10	城西圧送所閉鎖			
54	5	高木瀬、鍋島水源地運転休止			
	9	金立圧送所完成			

年	月	旧佐賀市:上水道事業	年	月	旧大和町:上水道事業
55	3	第三期拡張工事竣工			
	4	水道料金改定。加入金制度新設			
	4	配水施設整備事業着工			
57	6	北山ダム利水関係団体渇水対策協議会及び水 道局渇水対策委員会設置(30日から7月13日 まで)			
	7	長崎大水害給水支援			
	7	多布施川水利権許可(85,000㎡/日:九州地 方建設局長許可)			
	9	金立高所配水池完成。通水式(21日)			
59	3	配水コントロール・テレメータ設備完成			
	4	第二期配水施設整備事業着工			
	4	水道料金及び加入金改定			
	4	水道料金計算システム導入			
	8	佐賀市異常日照り対策本部及び水道局渇水対			
		策本部設置(13日から8月23日まで)			
			60	4	水道料金改定
				10	野口簡易水道を春日簡易水道へ統合
60	12	流水占用料の徴収(建設省)及び水源税の創 設(林野庁)見送りとなる			
	12	城東圧送所用地一部売却			
61	1	城西圧送所用地売却			
			61	4	平野簡易水道を春日簡易水道へ統合
	11	通水70周年記念式典(25日)			
	12	森林河川緊急整備税新設見送りとなる			
62	1	城東資材倉庫一部売却			
			62	2	春日第3水源地用地確保(春日簡易水道)
	3	鍋島水源地一部売却			
	10	若宮三丁目に新庁舎新築工事着工		10	春日丘簡易水道を春日簡易水道へ統合
	12	高木瀬水源地一部売却			
63	3	粉末活性炭注入装置及びPAC注入装置更新			
	4	水道料金及び加入金改定			
	4	鍋島水源地用地売却			
	6	神野第2净水場用地一部売却			
	8	水道局庁舎完成			
	9	旧水道局庁舎(城内)用地売却			
	11	城東資材事務所用地売却	63	11	集中監視装置設置(春日簡易水道)
				11	嘉瀬川ダムに関する取水権確保を県へ陳情
平成			平成		
元	4	消費税法の施行に伴い水道料金及び加入金改 定	元	4	水道料金改定
	9	給水管を鉛管からポリエチレン管に変更			
	10	水道料金システム導入			
			2	2	春日第2配水池新設(春日簡易水道)

年	月	旧佐賀市:上水道事業	年	月	旧大和町:上水道事業	年	月	簡易水道事業
3	3 6 3	多布施川水利権許可 (85,000㎡/日:九州地方 建設局長許可) 庁舎内に中央操作室完成 配水コントロール・テレメー タ子局(10か所)増設 西佐賀水道企業団に分水開	2	12	春日第3水源地新設(春日 簡易水道)			
4	10 12 2	始 上下水道料金同時徴収開始 PH調整施設竣工 佐賀東部水道企業団から試 験受水	3	12	嘉瀬川ダム建設に関する基 本計画の通知	4	2	事業認可(富士中央簡易水 道)
	3	配水管整備事業認可	4	3	春日第2浄水場新設(春日 簡易水道)			
	4	佐賀東部水道企業団から受 水開始		4	大和町上水道事業認可(第 2期拡張事業)			
	4	水道施設管理システム構築 (6年度まで)						
	9	集金制の廃止		5	春日第4水源地新設			
	12	水道料金及び加入金改定						
6		次亜塩素酸ナトリウム注入設備竣工						
	4	3 階建直結給水開始						
7	2	阪神淡路大震災復旧支援 (2月2日から3月3日ま で)						
9	4	東与賀町への分水を停止 消費税法の改正に伴い水道 料金及び加入金改定	8	8	横馬場地区高所配水池新設水道料金改定			
		TIEROMINEGAL	10	4	第三期拡張事業認可 川上第5水源地用地購入	10	12	事業認可 (大和簡易水道)
11	3	上水道工事積算システム導 入	11	3	川上第3浄水場井戸竣工		12	小規模水道布設工事設計確 認通知(大和飲料水供給施 設)
	5 11	6課1室20係となる 水道料金システム更新		5	川上第2配水池・管理道路 用地購入			
12	3	情報ネットワークシステム 導入	12	3	川上浄水場浄水施設・第2 配水池施設竣工	12	3	取水地点の追加に伴う変更 認可(大和簡易水道)
	3	多布施川水利権許可 (85,000㎡/日:九州地方		3	遠方監視制御装置竣工(川上浄水場)			
		建設局長許可)		4	川上浄水場給水開始			

年	月	旧佐賀市:上水道事業	年	月	旧大和町:上水道事業	年	月	簡易水道事業
			12	5	水道料金改定	12	5	水道料金改定(大和簡易水 道・大和飲料水供給施設)
		L World A art of						是 八相妖性小体相地以
12		水道料金改定						
	10	資材管理システム導入						
1.0	12	ハンディーターミナル導入 水道施設管理システム更新						
13	2	不追應設管理システム更利 西佐賀水道企業団への分水				13	3	給水区域の拡大に伴う変更
	3	を停止				13	ა	認可(大和簡易水道)
							5	給水開始(大和簡易水道・ 大和飲料水供給施設)
	8	城南圧送所用地、市へ返却						
	10	ホームページ開設						
14	3	北川副受水地購入	14	3	川上浄水場原水処理施設竣			
	4	鉛給水管更新事業の開始			I			
	4	神園水道管布設箇所用地購						
15	1	入 環境マネジメントシステム				14	5	事業の再評価実施(富士中 央簡易水道)
		(IS014001)取得				15	2	事業認可(富士南部簡易水 道)
							3	専用水道に変更(大和飲料 水供給施設)
	4	工場用料金新設						八、八八九日,四日久)
	10	排水処理設備更新						
	12	本庄水源地売却	1.0	0				
			16	3	川上浄水場凝集沈殿槽増設			
				3	嘉瀬川ダム建設に関する基 本計画の変更通知			
						16	4	給水開始(富士南部簡易水 道)
				5	水道料金改定		5	水道料金改定(大和簡易水 道・大和飲料水供給施設)
17	3	第三次佐賀市行政改革推進 会議 提言						
	3	福岡県西方沖地震発生						
	9	宮崎市台風被害給水支援	17	9	大和町水道事業経営の廃止			
	9	佐賀市水道事業経営の廃止			許可			

年	月	上水道事業	年	月	簡易水道事業
17	10	市町村合併に伴う事業統合(合併創設認可)	17	10	
	10	6課1事務所1室21係となる			へ事務委任)
18	10 4	水道料金改定(事業統合に伴う)			
	4	6課1事務所1室15係となる			
	8	嘉瀬川ダム使用権に関する水道施設整備			
		事業の再評価実施			
			19	1 2	小規模水道に変更(大和飲料水供給施設) 事業の再評価実施(富士中央簡易水道)
19	3	佐賀市水道ビジョン策定		۷	事業の特計皿夫施(田エヤ大順勿小垣)
	3	水道料金改定(大口使用者対象)			
	4	4課1事務所1室12係となる			
	4	水道局広報誌「水道だより」定期発行開始			
	6	嘉瀬川ダム使用権の設定申請の取り下げ(通知)			
	11	幹線配水管更新開始(布設替工事は20年度か ら)			
20	1	電算システム改修 (バーコード導入)			
			20	4	第1期整備事業着工(富士中央簡易水道)
				6	簡易水道事業統合計画書策定及び提出(厚生労 働省、総務省、県知事)
21	3	配水コントロールシステム更新			
	4	佐賀市水道局ボトル水「水とっと」作製	21	4	地方公営企業法適用に伴い水道局へ事務移管
	4	営業関連業務委託(第1期)実施			
	4	4課2室10係となる		4	飲料水供給施設に変更(大和飲料水供給施設)
			21	5	嘉瀬川ダム水利権許可(2,000㎡/日:九州地
	7	佐世保市台風被害給水支援(7月27日から30日 まで)			方整備局長許可)
	9	緊急貯水槽設置(嘉瀬小学校 容量50 m³)			
22	10	多布施川水利権許可(1年間)(85,000㎡/			
		日:九州地方整備局長許可)			
23	3	佐賀市水道ビジョン改訂			
	3	東日本大震災給水支援(3月14日~23日)	00		1.光心 \ 76.ch
	4 11	水道料金改定(合併後の料金格差解消のため) 高木瀬水源地売却	23	4 11	水道料金改定(上水道事業と統一) 事業の再評価実施(富士中央簡易水道)
24	3	上下水道統合に伴う電算システム更新(企業会	24	3	第1期整備事業竣工(富士中央簡易水道)
		計、料金、人事給与システム)			
	4	水道料金等コンビニエンスストア収納開始			
	4	下水道事業との組織統合により7課1室19係 (雨水事業対策室及び7事務所除く)の佐賀市			
		上下水道局となる			
	4	営業関連業務委託(第2期)実施			
25	3	太陽光発電システム竣工(神野第2浄水場内)			
	11	多布施川水利権許可(85,000㎡/日:九州地方			
	11	整備局長許可)			
26	4	消費税法の改正に伴い、水道料金及び加入金改			
		定 	27	2	事業の再評価実施(富士中央簡易水道)第2~3 期整備事業の中止を決定する
27	3	佐賀市上下水道ビジョン策定 営業関連業務委託(第3期)実施			/yj IE VIII ナル・/ IL C V/ VL 7 '0
28	4	古来) 理来/労安託 (帛 3 州) 夫 施 大寒波による時間断水 (大和地区 : 最大6,000			
	-	戸)	28	3	簡易水道事業を廃止、水道事業へ統合認可変更
	4	熊本地震給水・復旧支援(4月15日~5月23日)			取得
	11	佐賀市水道100周年記念式典開催			
29	3	佐賀市上下水道局経営戦略策定			

年	月	水道事業
29	4	経営戦略に基づく重要管路耐震化30年プラン実行
		老朽管70年プラン実行
	9	九州で初となる断水訓練実施

3 事業経過

(1) 水道事業

[旧佐賀市]

【旧佐箕巾】				
事 業 名	着工年月日	竣工年月日	工事費 (千円)	備考 (対象地域)
創 設	大正3年10月31日	大正11年6月	562	全市
応 急 拡 張	昭和26年10月1日	昭和29年3月31日	153,273	全市
嘉瀬新村簡易水道	昭和27年9月1日	昭和28年3月31日	6,132	嘉瀬
蓮池町簡易水道	昭和29年3月9日	昭和30年3月31日	27,227	蓮池
南部地区簡易水道	昭和31年1月10日	昭和31年9月30日	20,820	本庄
配 水 管 拡 張	昭和31年11月20日	昭和32年12月30日	23,611	神野
東部地区上水道	昭和32年12月25日	昭和34年3月31日	44,073	兵庫
西北部地区上水道	昭和34年4月10日	昭和36年12月20日	66,139	高木瀬、鍋島
第 一 期 拡 張	昭和41年1月10日	昭和45年3月31日	941,550	全市
第二期 拡張	昭和45年4月1日	昭和50年3月31日	1,558,555	全市
第 三 期 拡 張	昭和50年4月1日	昭和55年3月31日	3,453,965	全市
配水施設整備	昭和55年4月1日	昭和59年3月31日	1,604,152	全市、 未給水地区
第二期配水施設整備	昭和59年4月1日	平成3年3月31日	3,007,390	全市
配 水 管 整 備	平成3年4月1日	平成13年3月31日	5,828,306	全市
配水管整備※	平成13年4月1日	平成18年3月31日	1,175,301	全市
 〔旧大和町〕				

事 業 名	着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考
創 設	昭和34年9月	昭和35年9月	14,150	春日簡易水道
第1次拡張事業	昭和56年1月	昭和57年4月	103,434	春日簡易水道
第2次拡張事業※	平成4年4月	平成24年3月	3,418,740	大和町上水道
第3次拡張事業※	平成10年4月	平成24年3月	943,260	大和町上水道

〔佐賀市〕

	事	業	名		着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考
配	水	管	整	備	平成18年4月	平成29年3月	2,363,124	全市

※[旧佐賀市]配水管整備事業の工事費に関しては平成17年度分まで、[旧大和町]第2次拡張工事、第3次 拡張工事の工事費に関しては、平成18年度分までを積み上げ。

(2) 旧簡易水道事業

〔旧大和簡易水道〕

事	業名		着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考 (対象地域)	
創			設	平成11年3月	平成13年3月	382,450	大和町松梅北部
区	域	拡	張	平成13年10月	平成15年3月	150,465	大和町梅野及び 富士町梅野

〔旧大和飲料水供給施設〕

事	業	名	着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考 (対象地域)
新		設	平成11年5月	平成13年3月	125,354	大和町柚木

[旧富士中央簡易水道]

事	業名	着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考 (対象地域)
創	設(第1期整備)	平成4年2月	平成24年3月	2,381,694	
	うちダム負担金	平成4年2月	平成24年3月	1,076,460	富士町古湯
	うち施設整備費	平成20年4月	平成24年3月	1,305,234	

4 事業の推移

上段:上・簡水合算 中段:上水道事業 下段:簡易水道事業

							下段:間易水	<u></u> 世书未				
項目	年度	単位	平成25年度	前年度 対 比	平成26年度	前年度 対 比	平成27年度	前年度 対 比	平成28年度	前年度 対 比	平成29年度	前年度 対 比
行政区域	战内 人口	人	235, 469	99.8	235, 162	99. 9	234, 621	99. 8	234, 152	99.8	233, 341	99. 7
行政区域	战内戸数	戸	95, 466	100.8	96, 402	101. 0	97, 366	101. 0	98, 392	101.1	99, 221	100.8
給水区域	战内 人口	人	196, 078 194,870 1,208	99. 9 99.9 98.1	196, 749 195,554 1,195	100. 3 100.4 98.9	196, 316 195,145 1,171	99. 8 99.8 98.0	196, 332	100.0	196, 011	99.8
給水区場	戊 内 戸 数	戸	82, 017 81,570 447	100. 9 100.9 99.3	83, 071 82,619 452	101. 3 101.3 101.1	83, 800 83,340 460	100. 9 100.9 101.8	84, 766	101. 2	85, 577	101. 0
給水	人口	人	189, 028 188,367 661	99. 8 99.8 104.1	189, 468 188,818 650	100. 2 100.2 98.3	189, 688 189,027 661	100. 1 100.1 101.7	190, 085	100. 2	189, 911	99. 9
給水世	世 帯 数	世帯	79, 309 79,060 249	100. 5 100.5 106.0	80, 248 79,998 250	101. 2 101.2 100.4	81, 203 80,939 264	101. 2 101.2 105.6	82, 282	101. 3	83, 116	101. 0
普及	支 率	%	96. 4 96.7 54.7	99. 9 99.9 106.3	96. 3 96.6 54.4	99. 9 99.9 99.4	96. 6 96.9 56.5	100. 3 100.3 103.8	96. 8	100. 2	96. 9	100. 1
年 間 総	計 水 量	m³	21, 847, 284 21,744,377 102,907	98. 3 98.2 115.5	21, 171, 915 21,078,976 92,939	96. 9 96.9 90.3	22, 482, 956 22,390,491 92,465	106. 2 106.2 99.5	22, 504, 678	100. 1	22, 005, 906	97. 8
1日最大	:給水量	m³	H25. 7. 11 65, 722 H25.7.11 65,466 H25.10.22 377	97. 2 97.3	H26.11.18 62, 219 H26.11.18 61,989 H26.6.6	94. 7 94. 7 96. 0	H28. 1. 26 76, 704 H28.1.26 76,251 H28.1.27 560	123. 3 123.0 154.7	H28. 7. 21 67, 740	88. 3	H29. 7. 13 64, 117	94. 7
1 日 平 均	」給水量	m³	59, 856 59,574 282	98. 3 98.2 115.6	58, 006 57,751 255	96. 9 96.9 90.4	61, 429 61,176 253	105. 9 105.9 99.2	61, 657	100. 4	60, 290	97. 8
1人1日最	大給水量	L	347 348 570	97. 2 97.8 96.4	328 328 557	94. 5 94.3 97.7	328 548	123. 2 100.0 98.4	356	88. 1	338	94. 9

(注)行政区域内人口及び戸数以外の項目については、川副地区・東与賀地区及び久保田地区の実績を除いた数値

上段:上・簡水合算 中段:上水道事業 下段:簡易水道事業

							1权, 间勿小					
項目	年度	単位	平成25年度	前年度 対 比	平成26年度	前年度 対 比	平成27年度	前年度 対 比	平成28年度	前年度 対 比	平成29年度	前年度 対 比
			317	98. 5	306	96. 7	324	105. 8				
1人1日平	区均給水量	L	316	98.5	306	96.7	324	105.8	324	100. 2	317	97. 9
, ,			427	111.5	392	92.0	383	97.6				
			20, 002, 702	99. 4	19, 616, 279	98. 1	19, 746, 455	100. 7			19, 809, 187	99. 7
年 間 有	収 水 量	m^3	19,936,403	99.4	19,549,121	98.1	19,674,320	100.6	19, 863, 343	100.6		
			66,299	104.1	67,158	101.3	72,135	107.4				
			91. 6	101. 2	92. 7	101. 2	87. 8	94. 7				
有 4	仅 率	%	91.7	101.2	92.7	101.1	87.9	94.8	88. 3	100.6	90. 0	101.9
			64.4	90.2	72.3	112.3	78.0	107.9				
			992, 076	100.0	993, 637	100. 2	999, 331	100. 6	1, 000, 591	100. 1	1, 001, 060	100. 0
配水管	総 延 長	m	974,875	100.0	976,436	100.2	982,130	100.6				
			17,201	100.0	17,201	100.0	17,201	100.0				
年 間 耳	取 水 量		23, 186, 065	98. 5	23, 165, 148	99. 9	23, 569, 516	102. 6				
		m^3	23,074,932	98.4	23,064,490	100.0	23,470,358	102.6	23, 640, 413	100. 3	22, 910, 009	96. 9
(受水	含 む)		111,133	113.1	100,658	90.6	99,158	98.5	1			
			H25. 7. 13		H26. 11. 20		H28. 1. 26					
			70, 535	97. 9	69, 157	98. 0	95, 331	137. 8	H28. 7. 21		H29. 7. 11	
1 日 县 →	大取水量	l _m ³	H25.7.13		H26.11.20		H28.1.26		72, 089	75. 6	68, 929	
	八 以 小 里	111	70,236	98.0	68,966	98.2	94,920	137.6	72, 003	75.0	00, 323	
			H25.8.7		H26.10.22		H28.1.27					
			429	87.9	493	114.9	561	113.8				
			8, 477, 970	99. 5	8, 498, 327	100. 2	8, 525, 837	100. 3				101.9
年間	受 水 量	m³	8,477,970	99.5	8,498,327	100.2	8,525,837	100.3	8, 492, 672	99. 6	8, 652, 717	
			_	_	_	-	_	I				
			23, 227	99. 5	23, 283	100. 2	23, 295	100.1		99. 9		101. 9
1 日 平 均	匀受水量	m^3	23,227	99.5	23,283	100.2	23,295	100.1	23, 268		23, 706	
			_	-	_	_	_	1				
			40, 147	100.0	39, 535	98. 5	39, 535	100.0		100. 0	39, 535	100.0
1 日 協	定水量	m³	40,147	100.0	39,535	98.5	39,535	100.0	39, 535			
			_	-	_	_	_	_				
()分)なニュムレブム			見の話口につい				田地屋の出体を	7人、、よ 半しは				

(注)行政区域内人口及び戸数以外の項目については、川副地区・東与賀地区及び久保田地区の実績を除いた数値